



## 島根県 看護師特定行為研修制度説明会

# 特定行為に係る看護師研修制度の推進について ～中国四国管内の状況～

---

# 骨子

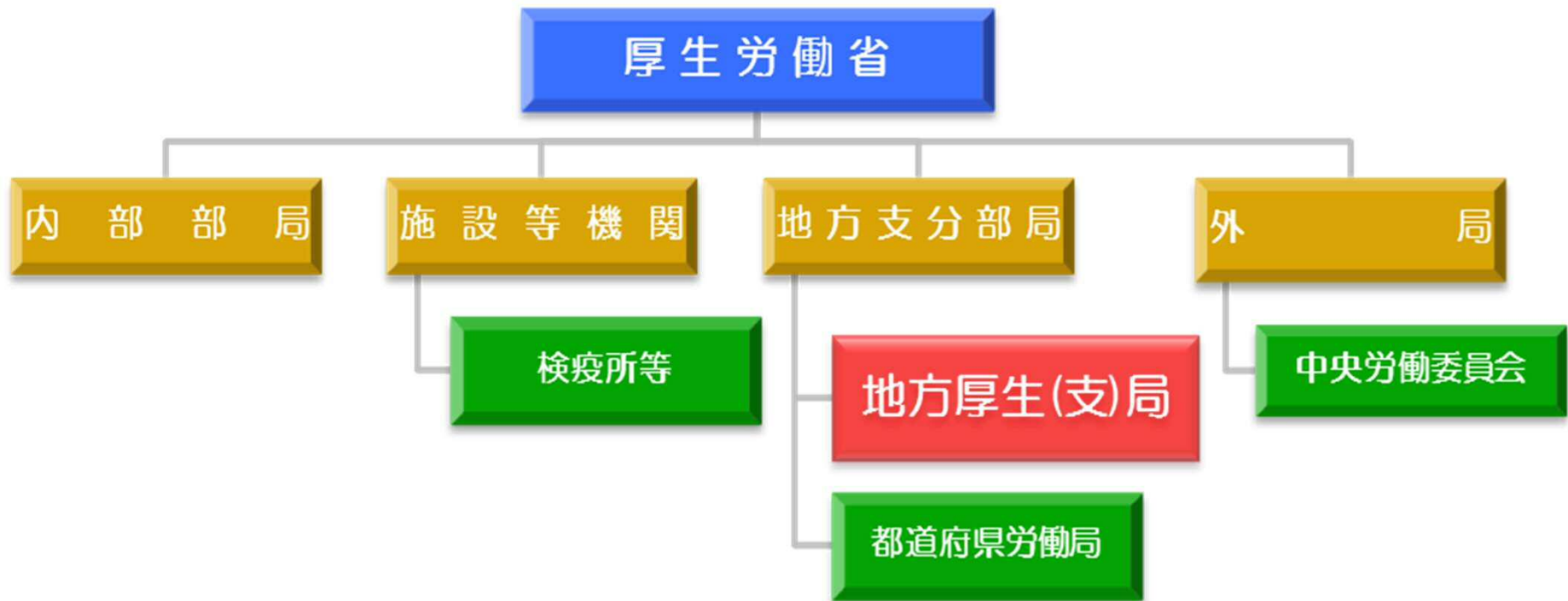
- 1) 地方厚生(支)局 医事課
- 2) 特定行為研修制度の推進に向けた課題
- 3) 都道府県の動き
- 4) 手順書
- 5) 修了者の声 ～管内修了者のご紹介～

# 1. 地方厚生(支)局 医事課

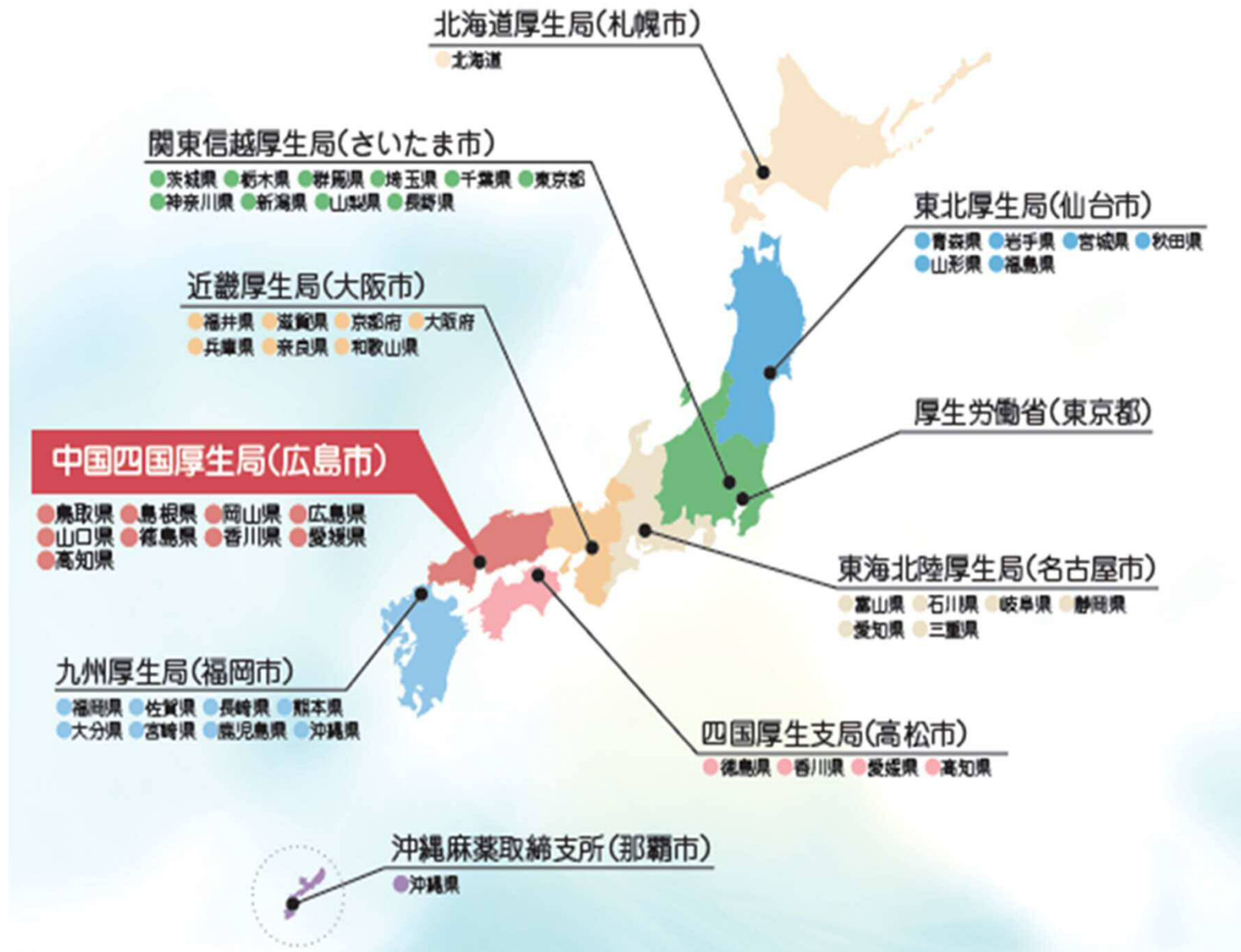
# 地方厚生（支）局とは

中国四国厚生局は、平成13年1月6日に設置された厚生労働省のブロック機関です。

国民の皆様に最も身近な医療、健康、年金、福祉などの社会保障政策を実施する地域における国の行政機関として、主に中国5県の厚生行政を担当しています。



# 地方厚生（支）局の管轄エリア



# 中国四国厚生局の主な業務

## 医療

- 医療保険制度の健全な運営、適正化のための取組
- 安心・安全な医療サービス提供体制の構築に向けた取組
- 医薬品・医療機器等の安全の確保のための取組

## 年金

- 年金制度の円滑な事業運営のための取組
- 年金記録の訂正を求める方のための取組
- 被保険者等(審査請求人)の権利・利益の救済を図るための取組

## 健康福祉

- 生命・健康を脅かす事態に備えた取組
- 食の安全・安心の確保のための取組
- 医療・健康・福祉事業者養成のための取組
- 地域包括ケアシステムを推進するための取組(平成28年4月～)

## 麻薬取締

- 薬物乱用を防止し、健全な社会を実現するための取組

中国四国厚生局  
健康福祉部  
医事課 組織目標

中国四国地域に住む全ての人が、  
いつでも 安心・安全な医療を受け、  
健康で質の高い生活を送るための  
取り組みの実施

全ての人

安全・安心

質の高い

業務領域

医療観察制度

心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対する  
適切な医療の確保・社会復帰・再発防止

医療安全の確保

再生医療  
臨床研究  
特定機能病院の立入検査  
医療安全セミナー・ワークショップ  
薬機法、毒劇物取締法の適正な運用

医療人材の育成・確保

医師臨床研修  
歯科医師臨床研修  
看護師特定行為研修  
行政処分を受けた医師等の再教育

## 2 特定行為研修制度の推進に向けた課題



## (参考)「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～(骨太方針)」(抄)(平成29年6月9日)

### 3. 主要分野ごとの改革の取組

#### (1) 社会保障

##### ① 基本的な考え方

全ての団塊の世代が後期高齢者となる2025年度を見据え、データヘルスや予防等を通じて、国民の生活の質(QOL)を向上させるとともに、世界に冠たる国民皆保険・皆年金を維持し、これを次世代に引き渡すことを目指す。このため、「経済・財政再生計画」に掲げられた44の改革項目について、今年度や来年度以降の検討・取組事項も含めて速やかに検討し、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。

～(略)～

##### ② 地域医療構想の実現、医療計画・介護保険事業計画の統合的な策定等


2008年度(平成20年度)以降臨時増員してきた医学部定員について、医師需給の見通しを踏まえて精査を行う。また、全体としての医師数増加が地域における医師の確保につながり全ての国民が必要な医療が受けられるよう、医師等の負担を軽減しつつ医療の質を確保するため、看護師の行う特定行為の範囲の拡大など十分な議論を行った上で、タスクシフティング(業務の移管)、タスクシェアリング(業務の共同化)を推進するとともに、複数医師によるグループ診療や遠隔診療支援等のへき地等に勤務する医師の柔軟な働き方を支援するなど抜本的な地域偏在・診療科偏在対策を検討する。

### 3 特定行為研修制度の推進に向けた課題

#### 【課題】

#### 1) 指定研修機関及び受講者の確保

- 特定行為に係る看護師の研修制度は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的としているが、特定行為研修を行う指定研修機関は全国で40ヶ所(25都道府県)、特定行為研修を修了した看護師は583人(46都道府県で就業)(平成29年3月末現在)であり、更なる指定研修機関及び受講者の確保が必要である。

 平成30年9月現在 指定研修機関数 87 (36都道府県) 修了者数1,006人

- 指定研修機関の確保がこれまで低調であり、指定研修機関の確保のため、効率的かつ円滑に特定行為研修を行う体制の整備が必要である。
- また、約6割の都道府県が、特定行為研修制度に関する事業計画の検討等を目的として、特定行為に係る看護師の研修制度に対する受講のニーズや指定研修機関としての申請の意向等について把握をしているが、地域医療介護総合確保基金を活用した平成28年度事業計画を策定している都道府県は8府県、特定行為研修を修了した看護師の確保に係る目標を設定している都道府県は5県にとどまる。
- このため、都道府県において、一層、特定行為研修を修了した看護師の確保のための計画的な取組を推進することが必要である。

 平成30年度からの医療計画に特定行為研修制度に係る計画の記載がある都道府県 43道府県)

#### 2) 認知度の向上

- 全国の医療機関等における特定行為研修の認知度は約7割であるが、有床診療所や介護施設での認知度は約5割であり、更なる認知度の向上に向けた取組が必要である。

## 特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保のための方策

### ① 医療関係団体等による特定行為研修の取組の推進

- 医療関係団体等のネットワークを活用した普及啓発や支援により、傘下の施設が、効率的かつ円滑に、指定研修機関として特定行為研修を実施できる体制の整備を行う。

### ② 都道府県における計画的な取組の推進

- 都道府県において、在宅医療等を支える看護師を地域で計画的に養成していくため、指定研修機関及び受講者の確保に係る計画の策定を行うとともに、当該計画に基づき、指定研修機関及び受講者に対する支援等の取組が推進されるよう、支援を行う。

### ③ 特定行為研修制度の認知度の向上

- 特定行為研修制度の認知度の向上を図り、さらには研修の受講の促進を図るため、特定行為研修を修了した看護師の在宅医療等での活躍の効果等について、より積極的な周知活動を行う。

(注)「第13回看護師特定行為・研修部会(平成29年6月26日)」資料1を改編

### 3 管内都道府県の動き

# 医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備について①

## 医療計画作成指針（抄）

（「「医療計画について」の一部改正について」平成29年7月31日医政発0731第4号）

### 第3 医療計画の内容

#### 5 医療従事者の確保

##### （2）医師以外の医療従事者の確保について

地域医療支援センター事業等が対象とする医療従事者以外の、例えば以下の職種についても、必要に応じて、その資質向上に関する事項を含め、医療従事者の確保の現状及び目標について、可能な限り具体的に記載する。

##### 【医療従事者の現状及び目標】

- ① 歯科医師      ② 薬剤師
- ③ 看護職員（保健師・助産師・看護師（特定行為研修を修了した看護師を含む。）・准看護師）
- ④ その他の保健医療従事者  
診療放射線技師、臨床検査技師・衛生検査技師、理学療法士・作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士等
- ⑤ 介護サービス従事者  
特に、歯科医師、薬剤師及び看護職員に関する記載に当たっては、以下の観点を踏まえること。

（ア、イ略）

ウ 看護職員については、その確保に向けて、地域の実情を踏まえつつ、看護師等の離職届出を活用した都道府県ナースセンターによる復職支援や、医療機関の勤務環境改善による離職防止などの取組を推進していくこと。また、看護師については、在宅医療等を支える看護師を地域で計画的に養成していくため、地域の実情を踏まえ、看護師が特定行為研修（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修をいう。）を地域で受講できるよう、指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた計画について、可能な限り具体的に記載すること。

# 医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備について

## 医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備について(一部抜粋)

(「厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室」平成29年8月18日都道府県宛事務連絡)

現在、特定行為研修（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修をいう。以下同じ。）を実施する指定研修機関が29都道府県に所在し、合わせて54か所ありますが、多くの看護師が特定行為研修を受講できるよう、看護師にとって身近な場所で研修を実施できる研修体制の整備が喫緊の課題です。

団塊の世代が後期高齢者に達する2025年に向けて、特定行為研修を修了した看護師は、急性期医療や慢性期医療、在宅医療等の各々の場で活躍が期待されており、各都道府県においては、こうした看護師を養成していくため、指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保並びに受講者の確保について、計画的に取組を進めることが期待されます。

また、今般、「医療計画について」の一部改正について」（平成29年7月31日付け医政発0731第4号厚生労働省医政局長通知）において、別紙「医療計画作成指針」の見直しが行われ、特定行為研修についても在宅医療等を支える看護師を地域で計画的に養成していくため、**地域の実情を踏まえ、看護師が特定行為研修を地域で受講できるよう、指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保等**の研修体制の整備に向けた計画について、可能な限り具体的に記載することとしています。

つきましては、別添「看護師の特定行為研修制度に係る研修体制の整備に向けた計画作成に当たっての留意事項」をご参照の上、特定行為研修の体制の整備に向けた計画を策定し、多くの看護師が特定行為研修を地域で受講できる研修体制の整備を計画的に進めていただくようお願いいたします。

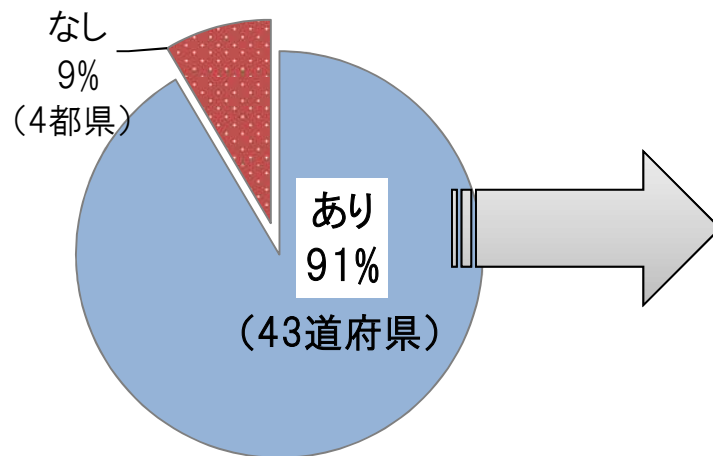
## 医療計画における特定行為研修体制の整備に係る計画策定状況

- 平成30年度からの医療計画作成指針※において、特定行為研修についても、在宅医療等を支える看護師を地域で計画的に養成していくため、地域の実情を踏まえ、看護師が特定行為研修を地域で受講できるよう、指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた計画について、可能な限り具体的に記載することとしている。

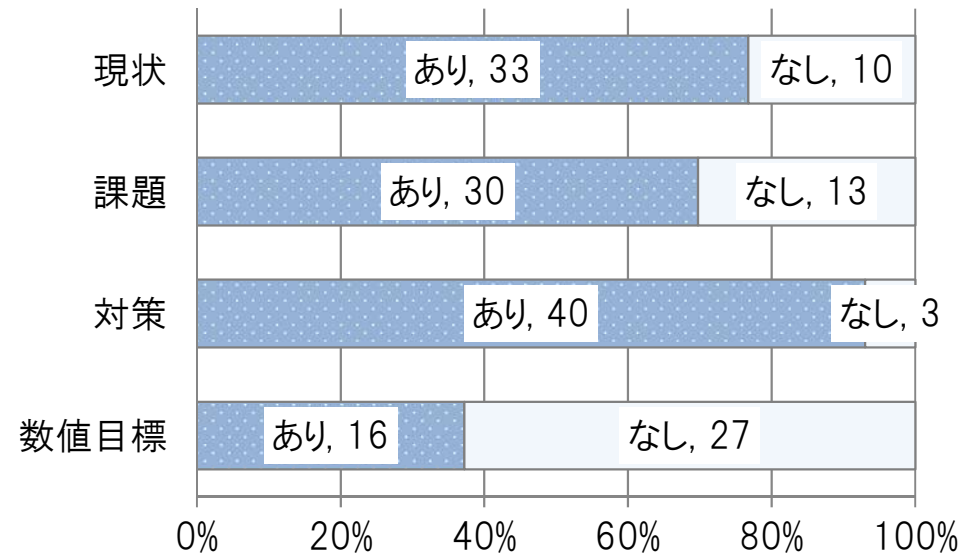
※「「医療計画について」の一部改正について」（平成29年7月31日付け医政発0731号第4号厚生労働省医政局長通知）

- 平成30年度からの医療計画において、特定行為研修制度に係る何らかの計画を記載している都道府県は9割（43道府県）に達するが、内容については様々である。

### 医療計画における特定行為研修体制の整備等に係る計画策定の有無



### 特定行為研修体制の整備等に関する「現状」「課題」「対策」「数値目標」の記載状況（43道府県）



（医政局看護課調べ）

# 特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の実施状況・計画について

(平成28年度実施状況・平成29年度計画)

## 看護職員の資質の向上に係る研修事業の実施状況及び事業計画の調査 (平成29年6月看護課調べ)

【目的】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業の取組状況や今後の計画について把握するとともに、本調査の集計結果を各都道府県等に情報提供することで、看護職員の研修及び特定行為に係る看護師の研修制度の一層の推進を図ることを目的とする。

【対象】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業に係る平成28年度の実施状況及び平成29年度の事業計画。

※ 「看護教員養成講習会事業」、「看護教育継続研修事業」、「院内助産所・助産師外来助産師等研修事業」、「潜在看護職員等復職研修事業」は対象外。

【調査項目】 事業名、事業概要、財源、その他の関連する事項

【結果】 (特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業についてのみ抜粋)

		平成28年度実施状況	平成29年度事業計画	
事業実施都道府県数		12府県	20県	
実施事業数		16件	26件 (うち新規事業13件)	
実施財源	地域医療介護総合確保基金	13件 (10府県)	22件 (18府県)	
	地域医療介護総合確保基金以外	3件 (3県)	4件 (3県)	
実施事業内容	受講者の所属施設に対する支援	受講料等の費用	6件 群馬県 <sup>2</sup> 、静岡県 <sup>3</sup> 、滋賀県 <sup>3</sup> 、奈良県 <sup>3</sup> 、 <u>徳島県<sup>3</sup></u> 、沖縄県 <sup>3</sup>	
		代替職員雇用の費用	3件 大阪府 <sup>2</sup> 、 <u>島根県<sup>3</sup></u> 、沖縄県 <sup>3</sup>	
	指定研修機関に対する支援	研修体制整備等	1件 滋賀県 <sup>1</sup>	
	研修制度の普及促進等	ニーズ・課題等調査	4件 青森県、群馬県 <sup>2</sup> 、富山県、岐阜県	2件 (新規1) 岐阜県、熊本県
		症例検討・研修会	2件 群馬県 <sup>2</sup> 、大分県 <sup>2</sup>	2件 群馬県、大分県
		制度の説明・周知		2件 (新規2) 茨城県、岐阜県
		16件 (新規10) 青森県 <sup>1</sup> 、岩手県 <sup>3</sup> 、宮城県、福島県 <sup>2</sup> 、茨城県 <sup>3</sup> 、群馬県 <sup>2</sup> 、富山県 <sup>2</sup> 、岐阜県 <sup>3</sup> 、静岡県 <sup>3</sup> 、滋賀県 <sup>3</sup> 、奈良県 <sup>3</sup> 、 <u>鳥取県<sup>3</sup></u> 、 <u>山口県<sup>3</sup></u> 、 <u>徳島県<sup>3</sup></u> 、鹿児島県 <sup>2</sup> 、沖縄県 <sup>3</sup>	4件 (新規2) 茨城県、和歌山県、 <u>島根県</u> 、沖縄県	

※ <地域医療介護総合確保基金における区分> 1:地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業 2:居宅等における医療の提供に関する事業 3:医療従事者の確保に関する事業

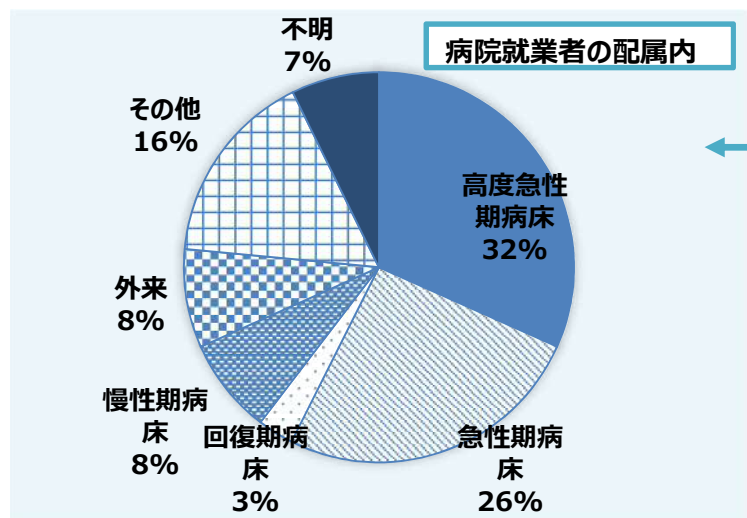
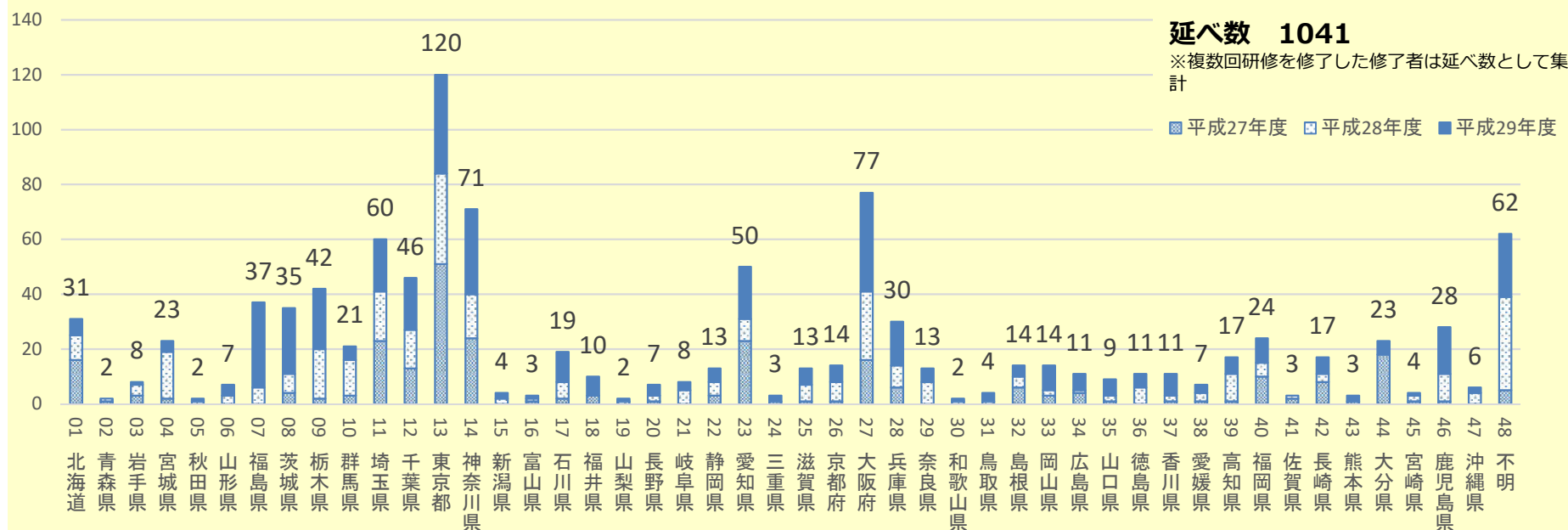
### ◆ 事業計画例：岐阜県

事業名	事業概要
特定行為研修受講に係る調査	県内の医療機関、訪問看護ステーションを対象に、特定行為研修の受講派遣の有無や今後の予定、受講にあたり受けたい支援などを調査。
「特定行為に係る看護師の研修制度セミナー」事業	看護師の特定行為研修の概要、指定研修機関、研修受講派遣者(施設管理者)と研修修了者による講演・発表を行い、特定行為研修制度の理解促進につなげる。
看護師特定行為研修支援事業費補助金事業	医療機関等に対する特定行為研修の受講に係る経費を補助。



# 都道府県別 特定行為研修修了者就業状況

(平成30年3月現在 看護課調べ)



【就業場所別修了者数】

就業場所	修了者総数	割合	2017年度修了者	2016年度修了者	2015年度修了者
病院	870	84%	373	270	227
診療所	11	1%	2	4	5
訪問看護ステーション	47	5%	29	14	4
介護施設	15	1%	6	5	4
その他	36	3%	10	8	18
不明	62	6%	23	34	5
<b>総数</b>	<b>1041名</b>	<b>100%</b>	<b>443名</b>	<b>335名</b>	<b>263名</b>

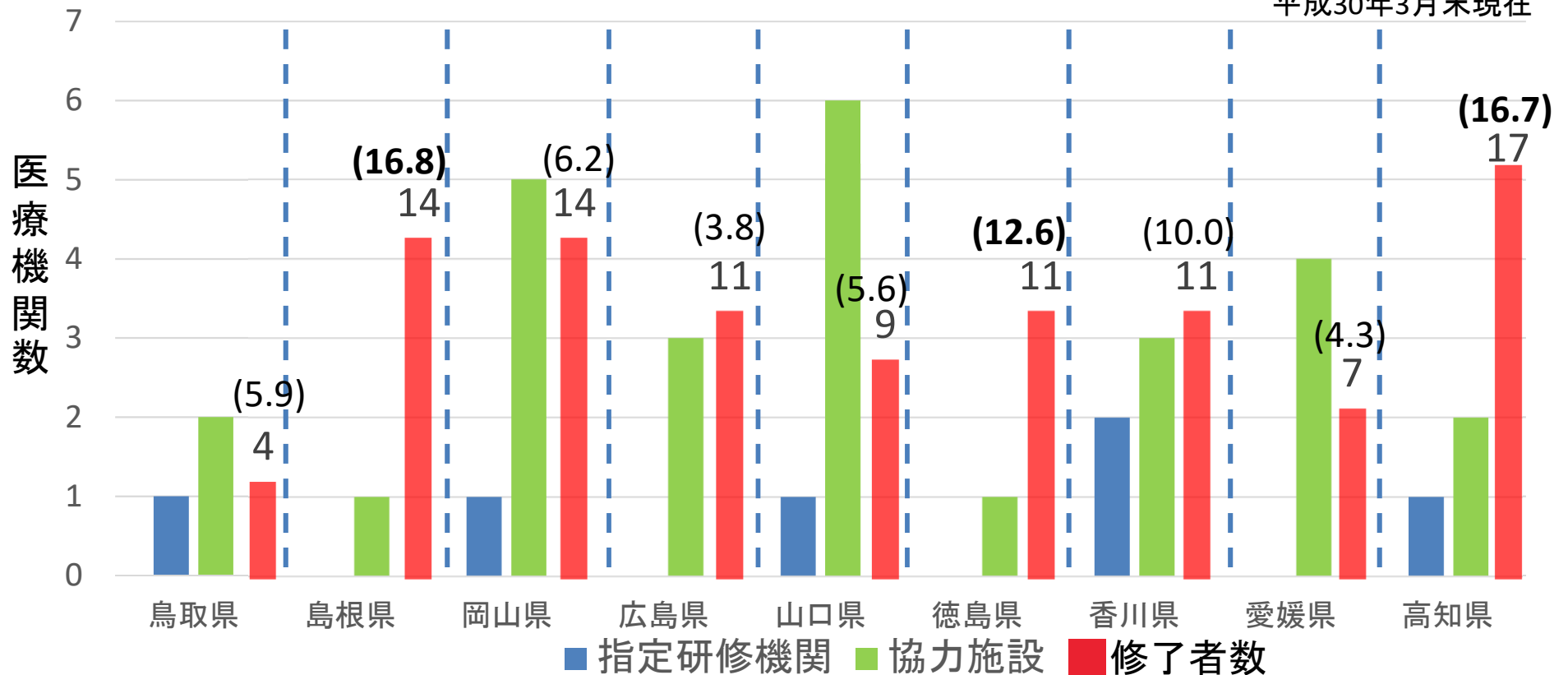
# 中国四国9県の指定状況および修了者数

- ・必ずしも指定研修機関や協力施設がある県に、修了者が増えているわけではない。
- ・島根県と徳島県は、平成28年度から特定行為研修に係る事業を実施している。

※( )内の数字は、各県看護師数1万人あたりの修了者数（修了者÷看護師×1,000）

※協力施設は、主に日本看護協会もしくは日本慢性期医療協会に属するもの

平成30年3月末現在



出典：厚生労働省「平成28年度衛生行政報告例(隔年報)」 ※看護師数は平成29年3月31日現在

## 4 手順書

厚生労働省 平成 27 年度 看護職員確保対策特別事業

「特定行為に係る手順書例集作成事業」

# 特定行為に係る手順書例集

平成 28 年 2 月

公益社団法人 全日本病院協会

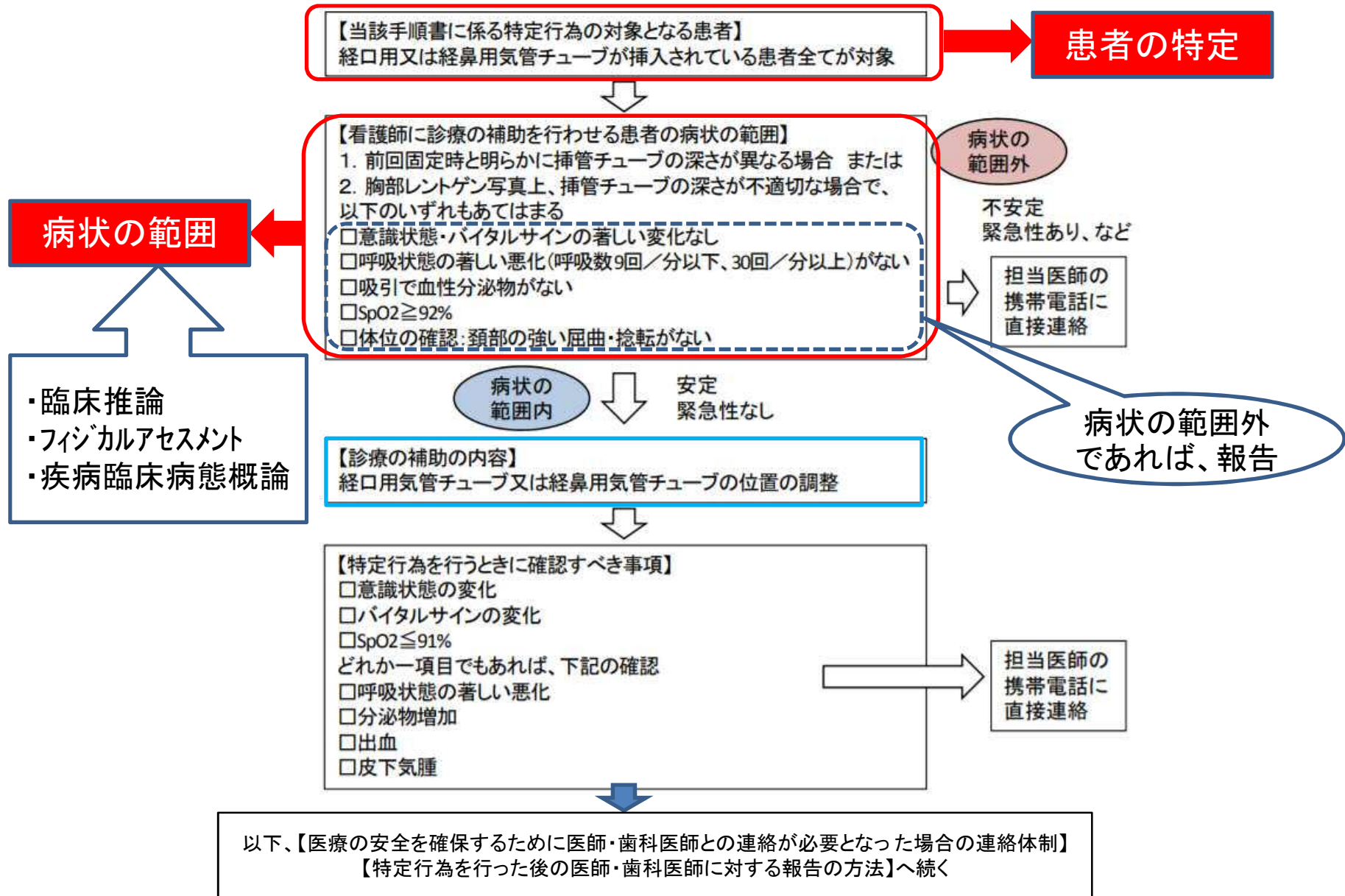
(看護師特定行為研修検討プロジェクト委員会)

- ・ 手順書例集の位置づけ、作成過程
- ・ 手順書例集作成に当たっての工夫、留意事項
- ・ 特定行為 38 行為に係る手順書例
- ・ 手順書例集の活用にあたっての留意事項、解説

手順書とは日常、現場で行われている医師の指示と看護師の医療の補助を“見える化(言語化)”したものである。

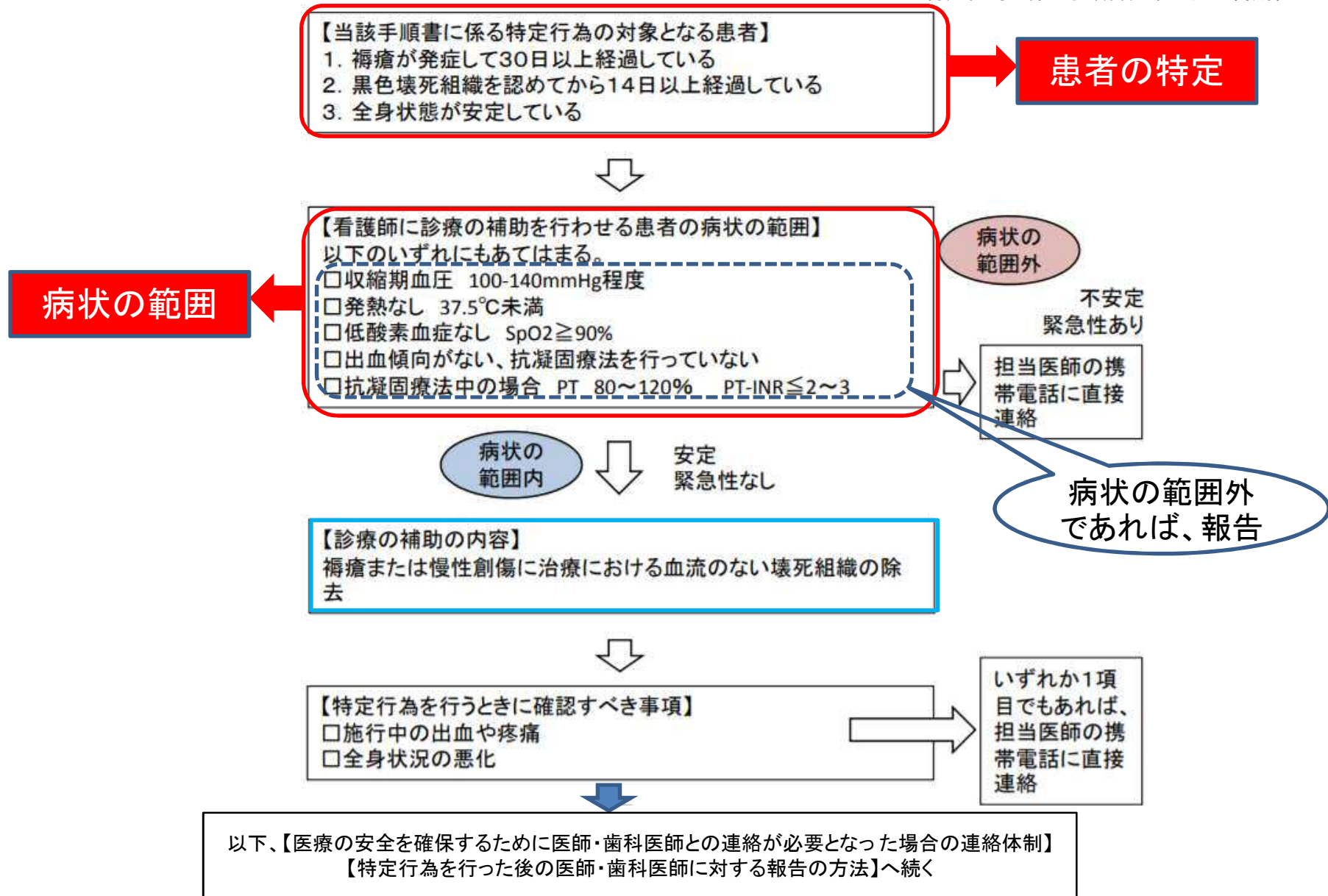
# 手順書例①: 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整

厚生労働省 平成 27 年度 看護職員確保対策特別事業「特定行為に係る手順書例集作成事業」  
特定行為に係る手順書例集より一部抜粋



# 手順書例②: 褥瘡または慢性創傷に治療における血流のない壊死組織の除去

厚生労働省 平成 27 年度 看護職員確保対策特別事業「特定行為に係る手順書例集作成事業」  
特定行為に係る手順書例集より一部抜粋



# 5 修了者の声

## ～管内修了者のご紹介～

## 特定行為に係る看護師の研修制度の意義

### 1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が行う「特定行為（診療の補助）」が明確になりました。

### 2 身につく

研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

### 3 見極める

研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。また、「治療」「生活」の両面から、患者さんを支えます。





# 施設紹介：川崎医科大学総合医療センター

岡山市の中心部で地域に密着した医療を提供する  
地域医療支援病院、二次救急  
地域医療連携・地域包括ケアシステムの推進  
川崎学園の看護師特定行為研修の研修協力施設



- 院内では、呼吸循環管理分野と創傷管理分野で、実践を行っている。



ICU  
富阪幸子

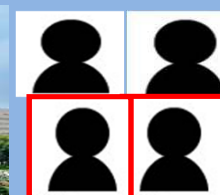
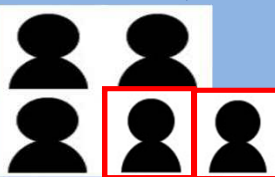


HCU  
林美緒



褥瘡対策室  
石橋直大

川崎学園では、現在臨床で**5名**が臨床で実践を、**4名**が現在研修中です。



## 特定行為及び特定行為区分(38行為21区分)

特定行為区分	特定行為	特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置調整・鎮痛鎮静薬の増減	創傷管理関連	褥(じよく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	人工呼吸器からの離脱	創部ドレーン管理関連	創部ドレーン管理
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換	動脈血液ガス	動脈血液ガス
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理	透析管理関連	血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
循環器関連	一時的ペースメーカーリードの抜去	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正
循環器関連	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
循環器関連	大動脈内バルーンポンピングからの離脱を行うときの補助頻度の調整	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
心臓ドレーン管理関連	心臓ドレーンの抜去	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
胸腔ドレーン管理関連	胸腔ドレーン吸引器の吸引圧の設定及び調整	循環動脈管理関連	カテコラミン・降圧剤の投与量の調整
胸腔ドレーン管理関連	胸腔内に留置された穿刺針の抜針を含む)	循環動脈管理関連	カテコラミン・降圧剤の投与量の調整
腹腔ドレーン管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与 抗精神病薬の臨時的投与 抗不安薬の臨時的投与
腹腔ドレーン管理関連	膀胱ろうカテーテルの交換	皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したとき のステロイド薬の局所注射及び投与量の調整
管理管路	中心静脈カテーテルの抜去		
管理管路	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入		

人工呼吸器からの離脱・気管チューブの位置調整・鎮痛鎮静薬の増減

動脈ライン確保

私がやっている事は...

カテコラミン・降圧剤の投与量の調整  
→包括指示 +  $\alpha$



厚生労働省令第33号(平成27年3月13日)



## 特定行為の実践方法

1. 「医師からの依頼」、「看護師からの相談」、「自ら判断した場合」に特定行為として介入可能か医師と協議.
2. 医師による指示入力(手順書の発行)
3. 患者の病態・検査データ等から、特定行為の必要性和対象の範囲内であるか判断.(行為前)
4. 受け持ち看護師との検討・調整後、患者・家族への説明.
5. 特定行為実践(準備から片付けまで)
6. 行為後の評価・有害事象の確認後、医師への報告と記録.



## 「手順書」を用いた実践

- 特定行為実践では、「手順書」に従う。
  - ✓ 対象となる患者とその範囲
  - ✓ 補助内容(実践内容)
  - ✓ 施行中に確認すべき事項
  - ✓ 報告体制
- 実践方法は、プロトコルの様に1つの決められた方法ではない。ゴール設定・実践時の注意点の確認・特定行為の範囲外となる状態の明確化を事前に医師とコンセンサスを得て、患者の状態に応じた方法で進める。

範囲外の場合には指示医へ報告し、行わない。

# 実践件数



■ 侵襲的人工呼吸器選定変更 ■ 人工呼吸器からの離脱 ■ Aライン確保

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計
侵襲的人工呼吸器設定変更	0	0	0	1	0	0	0	0	3	4	0	0	0	8
人工呼吸器からの離脱	0	0	0	1	3	0	0	0	2	3	0	3	4	16
Aライン確保	0	0	0	3	4	1	0	0	4	9	3	0	6	30

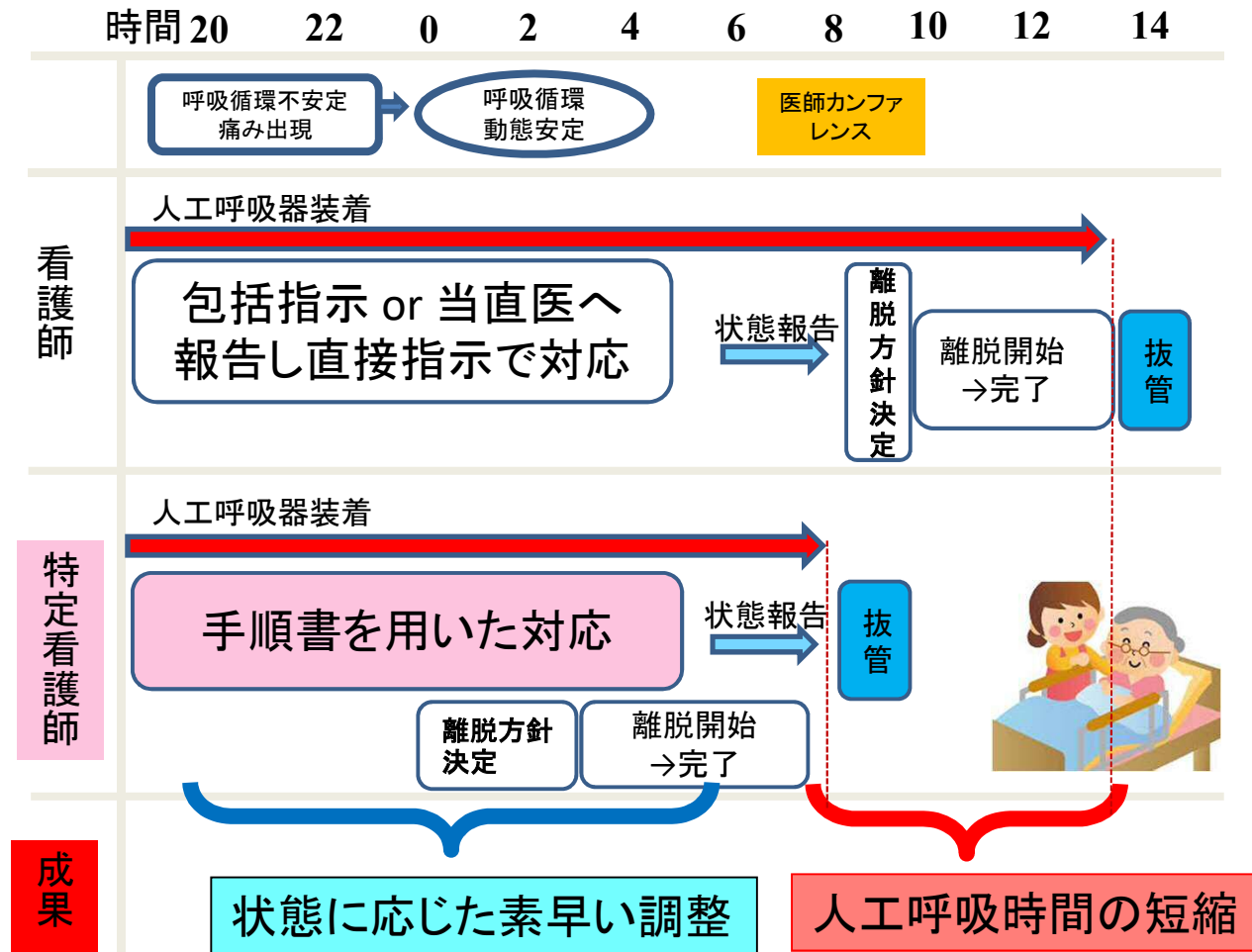
## ①タイムリーな実践

【例：人工呼吸器からの離脱】



- 人工呼吸器からの離脱の過程では、痛みや息苦しきの自覚、呼吸循環動態の変動を伴う場合がある。
- 患者の変化に対して、医師の判断を待たずに自分の判断で対応し、**患者の苦痛を速やかに取り除く**事は、特定行為実践における最大のメリット。







## ②患者家族への十分な説明



- **看護の視点**（日常生活支援・精神社会面の支援・家族ケアなど）に、**医学的な視点**（病態生理・治療方法・ゴールまでの見通し）を加えた丁寧な説明。
- 医師に聞きにくい事や、病態の変化に伴い、新たに生じた問題に**直ぐに対応**する。

- 安心と安寧を感じる。
- **納得して**治療と看護を受ける。
- **治療へ参画**できる。



### ③治療と生活を切り離さずに考える



#### 【橈骨動脈ライン確保】

- 患者の日常生活を考慮してした位置への挿入.
- 剥がれにくく、手首の可動域を考えたテープ固定.

#### 【PICC挿入】

- 静脈炎の回避、再挿入による痛みの回避、CVライン挿入時に比べ、行動制限が緩和.

- より快適な入院生活により、治療の受け入れに繋がる
- 治療の合併症を最小限にする



## ④習得した知識を臨床教育で活かす



- 医療面接の技法と、臨床推論を状態変化(悪化)の予測される患者へ活用する.
- 医学的エビデンスに基づく論理的思考で、医師と会話をする.

- 患者の急変を回避.
- 治療や医師からの指示の理解力向上.
- 医師との信頼関係が深まる.



# 特定行為実践における 成果

## 1. 患者家族の視点

- 人工呼吸器装着時間の短縮
- 血行動態の早期改善(昇圧・降圧・脱水)
- 疼痛・苦痛・不快の除去
- 不要な薬剤使用量の減少
- 急変の回避



## 2. 医療者の視点

- 医師・他職種との円滑なコミュニケーション(医学的エビデンスに基づく論理的思考で話す)
- 医師・看護師の労務軽減

# 特定行為研修を受講して良かった事

- 臨床推論について丁寧に学習した事で、患者の病態判断が適切にできるようになった。特に、「患者の急変予測」の場面でのアセスメント力が向上した。
- 医学的な視点を含めた説明を、患者家族の求めに応じて迅速に行える様になった事で、不安の軽減・納得して治療へ参画する事に繋がっている。
- 習得した医療面接の技法や身体診察法を、臨床教育の場面で活用できるようになった。

## 課題と今後の展望



- 臨床診断能力と処置技術の向上を行い、安全の担保を行う。(卒後研修体制整備)
- 特定行為実践看護師の人数を増やし、継続した特定行為による成果を形にしていく。
- 入院中の患者だけでなく、在宅への訪問事業や、プレホスピタルケアへの応用等の検討する。

## 特定行為及び特定行為区分(21区分38行為)

特定行為区分	特定行為	特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	創傷管理関連	褥(じよく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	創傷に対する陰圧閉鎖療法	創傷に対する陰圧閉鎖療法
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
呼吸器(るもの)	整	透析管理関連	橈骨動脈ラインの確保
	換	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
循環器	の操作及び管理	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	脱水症状に対する輸液による補正
	リードの抜去	感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
心嚢ドレ	置の操作及び	インスリンの投与量の調整	インスリンの投与量の調整
	パンピン	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
胸腔ドレ	の調整	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	吸引器の吸引圧の設定及	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内、刺針の抜針を含む。)	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	膀胱ろうカテーテルの交換	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去	抗けいれん剤の臨時的投与	抗けいれん剤の臨時的投与
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	抗精神病薬の臨時的投与	抗精神病薬の臨時的投与
		抗不安薬の臨時的投与	抗不安薬の臨時的投与
		皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したとき
			のステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

私が実践している特定行為は、



壊死組織のデブリードマン

創傷に対する陰圧閉鎖療法

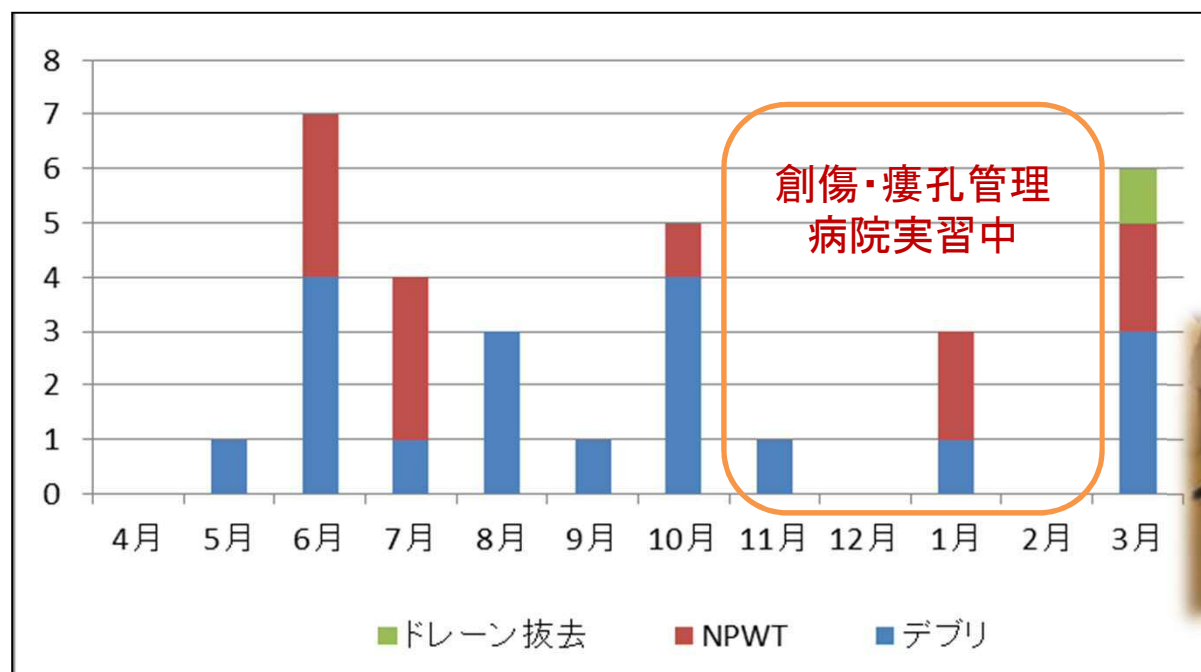
創傷管理分野 3区分5行為



# 院内の特定行為実践活動

- 創傷管理

- 血流のない壊死組織の除去
- 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- 創部ドレーンの抜去



# 特定行為実践の結果・成果

## 特定行為実施によるインシデントの発生は**ゼロ**

- デブリードマン後の出血や陰圧閉鎖療法介入後の出血・疼痛により治療を中断した事例はない
- 侵襲のある行為は、医師の直接指導(実践後の振り返り)が必要であり、実践経験の蓄積・シミュレーターによる手技確認が求められる

## 患者のニーズ、スタッフ看護師との**調整**役割

- 患者に継続的に関わることで治療方針や今後の経過等についての疑問に対応
- スタッフとの調整を行う等、医師不在時でも実践が可能
- 看護行為の一環として特定行為を実践、準備から片付けまで係ることで業務の削減

## 今後の展望・課題

- 入院中だけでなく、「生活」と「治療」の双方を踏まえ、在宅療養での看護の視点を持って、特定行為実践能力を発揮すること
- 医師との連携・協働において、継続した特定行為実践の成果を報告し、地域の医療者へ認知してもらえらるような活動をする
- 在宅医・訪問看護師とのネットワークを構築し、在宅療養・医療支援を含めた看護師の活動拡大を目指す

## おわりに

### 特定行為に係る看護師研修制度の推進にむけて 中国四国厚生局の取り組み

- **各県と連携**をとりながら、説明会等の開催や、必要であれば医療機関への訪問にも同行します。
- 特定行為研修制度の推進には、**他職種**の**理解**が不可欠になるため、ご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。  
指定研修機関にむけてご検討している医療機関があれば、個別相談にのらせて頂きますので、中国四国厚生局医事課まで御連絡ください。
- 管内の現状・課題を把握して、今後の解決策を検討するために、修了者の皆様の声をきかせて頂けましたら幸いです。